

国民経済計算次回基準改定 に向けた対応について

- 一般政府部門に係る記録の改善

- 金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充 -

平成26年11月26日

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

目次

1. 一般政府と公的企業との間の例外的支払の取扱いの
精緻化・・・P2
2. 雇用者ストックオプションの取扱い ……P10
3. 企業年金の記録方法の変更 ……P18

一般政府と公的企業との間の例外的 支払の取扱いの精緻化

2008SNAマニュアルにおける考え方

現行基準JSNAにおける取扱い

次回基準JSNAにおける取扱い

「例外的支払」の例

まとめ

2008SNAマニュアルにおける考え方

◆ 「公的企業 政府」の例外的支払(高額・不定期な支払)について…

〔例：2009年度における財政投融资特別会計から一般会計への支払
【施策の実施に伴う歳出増への充当・歳入減の補填】〕

- 蓄積された準備金の取崩し又は資産の売却によってなされる場合、
「持分の引出し」として記録

◆ 「政府 公的企業」の例外的支払(高額・不定期な支払)について…

〔例：2005年度における年金特別会計から年金資金運用基金への交付金
【グリーンピア事業等により生じた長期借入金の償還に要する費用】〕

- 公共政策の目的の結果として発生した累積損失を賄う支払は、
「資本移転」として記録
- ただし、財産所得として確実な収益期待があり、そうした明確に商業的
見通しのもとに行われる支払は「持分の追加」として記録

(注)「持分」：全ての債権者の請求権が対処された後、法人企業又は準法人企業の残余価値に対する請求権を示す、全ての金融手段及び記録(上場株、非上場株、その他の持分)。

現行基準JSNAにおける取扱い

- ◆ 「公的企業 政府」については、「資本移転」として記録
- ◆ 「政府 公的企業」についても、「資本移転」として記録

次回基準JSNAにおける取扱い

- ◆ 例外的支払について、2008SNAの考え方に沿った記録を行う
 - 「公的企業 政府」については、「持分の引出し」
 - 「政府 公的企業」については、累積損失補填時は「資本移転」、
確実な収益を期待できる時は「持分の追加」
- ◆ 例外的支払の判断基準(我が国における要件)
 - 特別な立法措置が取られるなどの例外的・不定期的な支払であること
(金額的な基準を事前に設けることはしない)
及び
 - (「公的企業 政府」で「持分の引出し」として記録するものについて)支払
の原資が資産の売却や積立金の取り崩しであること

「例外的支払」の例(「公的企業 政府」)

- 例外的支払の我が国における判断基準に沿って、2001年度以降を対象に該当項目を抽出

年度	資金の流れ	根拠法	金額
2006	財政投融资特別会計 国債整理基金特別会計	財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律	12兆円
2007	日本郵政公社 一般会計	日本郵政公社法(公社解散時の規定)	約1兆円
2008	財政投融资特別会計 一般会計、国債整理基金特別会計	財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律等	計約11.3兆円
2009	財政投融资特別会計 一般会計	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律	約7.3兆円
2010	財政投融资特別会計 一般会計	同上	約4.8兆円
2011	財政投融资特別会計 一般会計	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律	約1.1兆円
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 一般会計		約1.2兆円
	(独)日本高速道路保有・債務返済機構 一般会計		約0.3兆円

- いずれも、これまでの「資本移転」から「持分の引出し」に取扱いを変更

「例外的支払」の例(「政府 公的企業」)

- 例外的支払の我が国における判断基準に沿って、2001年度以降を対象に該当項目を抽出

年度	資金の流れ	根拠法	金額
2005	年金特別会計 年金資金運用基金	年金積立金管理運用独立行政法人法(附則)	約1.1兆円
2008	一般会計 (独)日本高速道路保有・債務返済機構	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	約2.9兆円

- 両者とも、公共政策の目的の結果として発生した累積損失を賄う一時的な支払であり、引き続き「資本移転」として計上

なお、「政府 公的企業」の例外的支払について、「持分の追加」に計上すべき事例はこれまでのところ見当たらない。

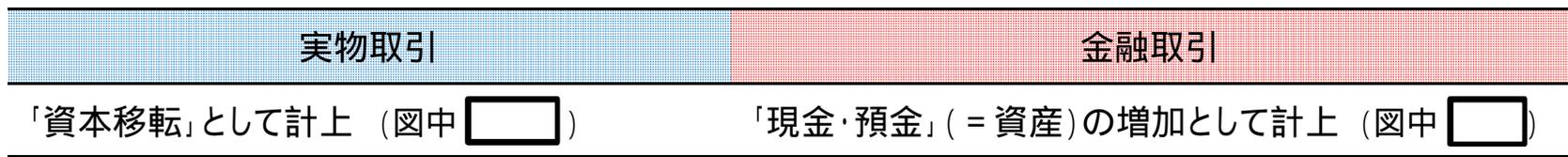
まとめ(統計利用上の観点)

- ◆ 2008SNAと統合的な取扱いとすることで、一般政府の純貸出/純借入(いわゆる収支)の国際比較可能性が高まる。
- ◆ 純貸出/純借入やプライマリーバランスについて、一時的な要因である例外的支払(うち持分の取引に係るもの)の影響を除くことにより、趨勢的な動向の把握が可能になる。

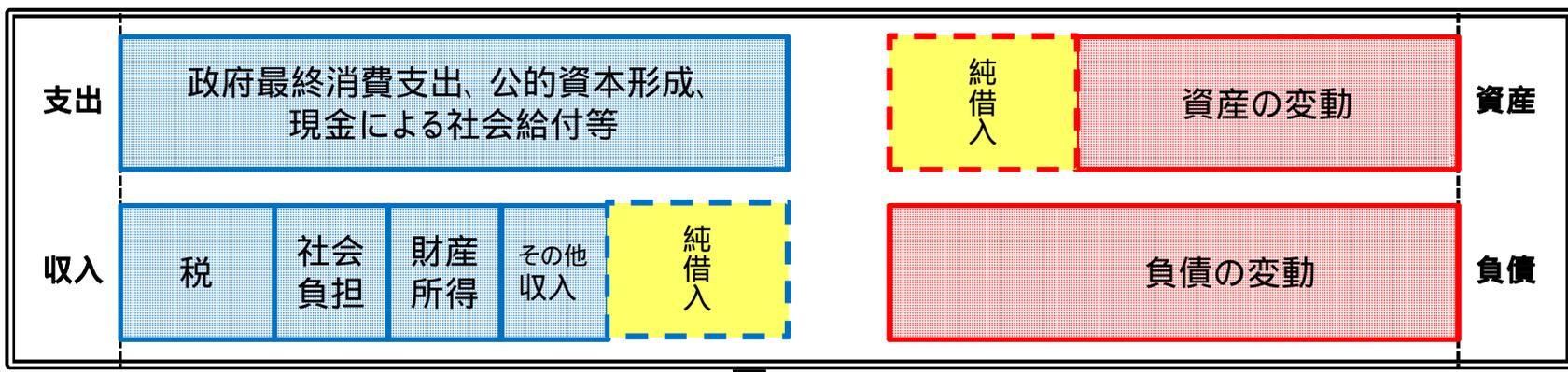
なお、財政健全化目標で使用されているプライマリーバランスは、基本的には例外的支払を控除したベースとなっている。

政府の純貸出 / 純借入への影響のイメージ図

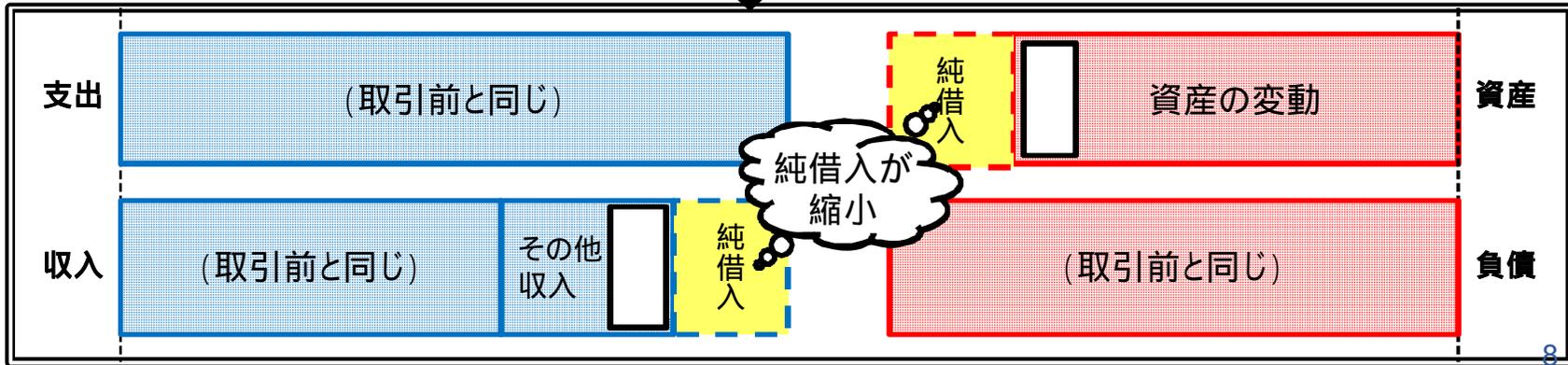
公的企業から政府への例外的支払 (現行基準)



取引前



取引後



純借入が縮小

雇用者ストックオプション

2008SNAマニュアルにおける雇用者ストックオプションの考え方

- 雇用者ストックオプションとは
- 2008SNA上の記録方法

現行基準JSNAにおける雇用者ストックオプションの取扱い

次回基準JSNAにおける雇用者ストックオプションの取扱い

雇用者ストックオプション関連情報

まとめ

2008SNAにおける雇用者ストックオプション

雇用者ストックオプションとは

- 企業が雇用者に対して付与する株式の購入権
- 所与の日付になされる取決めであり、定められた日付またはその後一定の期間内において、雇用者が、雇主企業の株式について所与の株数を予め定められた価格で購入することができる権利

2008SNA上の記録方法

- 雇用者ストックオプションの価値を雇用者報酬(現物の賃金・俸給)に含めるとともに、それに対応して金融資産に記録

2008SNAにおける雇用者ストックオプション

雇用者ストックオプションの取引の流れ	
権利付与	雇用者ストックオプションが付与
↓	
権利確定	一定期間の勤務を経て権利が確定
↓	
権利行使	権限を行使し株式を取得
↓	
権利行使期限	この時点までに権利を行使しないとストックオプションの権利を失う

【実物】

「雇用者報酬」に記録

【金融】

「その他の金融資産」に同額を記録

【金融】

「金融派生商品及び雇用者ストックオプション(資産)」に振替え

【金融】

「持分(資産)」に振替え

上記は、家計の勘定における記録。
雇主企業部門では同項目の負債が計上。

現行基準JSNAにおける雇用者ストックオプション の取扱い

- 1993SNAでは、雇用者ストックオプションの取扱いに関する指針はなく、現行JSNAでも捕捉・計上を行っていない。



次回基準JSNAにおける雇用者ストックオプション の取扱い

- 2008SNAを踏まえ、新たに雇用者ストックオプションの価値を計測し、雇用者報酬や金融資産に記録する（「資金循環統計」でも同様に対応予定）。

雇用者ストックオプションの基礎データと推計

- ◆ 「四半期別法人企業統計」(財務省)の「新株予約権(残高)」を活用することを検討。
- ◆ ただし、残高データだけでは、雇用者ストックオプションの新規付与額(=雇用者報酬計上額)や、権利確定前と確定後の金融資産額が得られない。

* ある期末の新株予約権残高 = 権利確定前の資産残高(その他の金融資産)

+ 確定後の資産残高(金融派生商品及び雇用者ストックオプション)

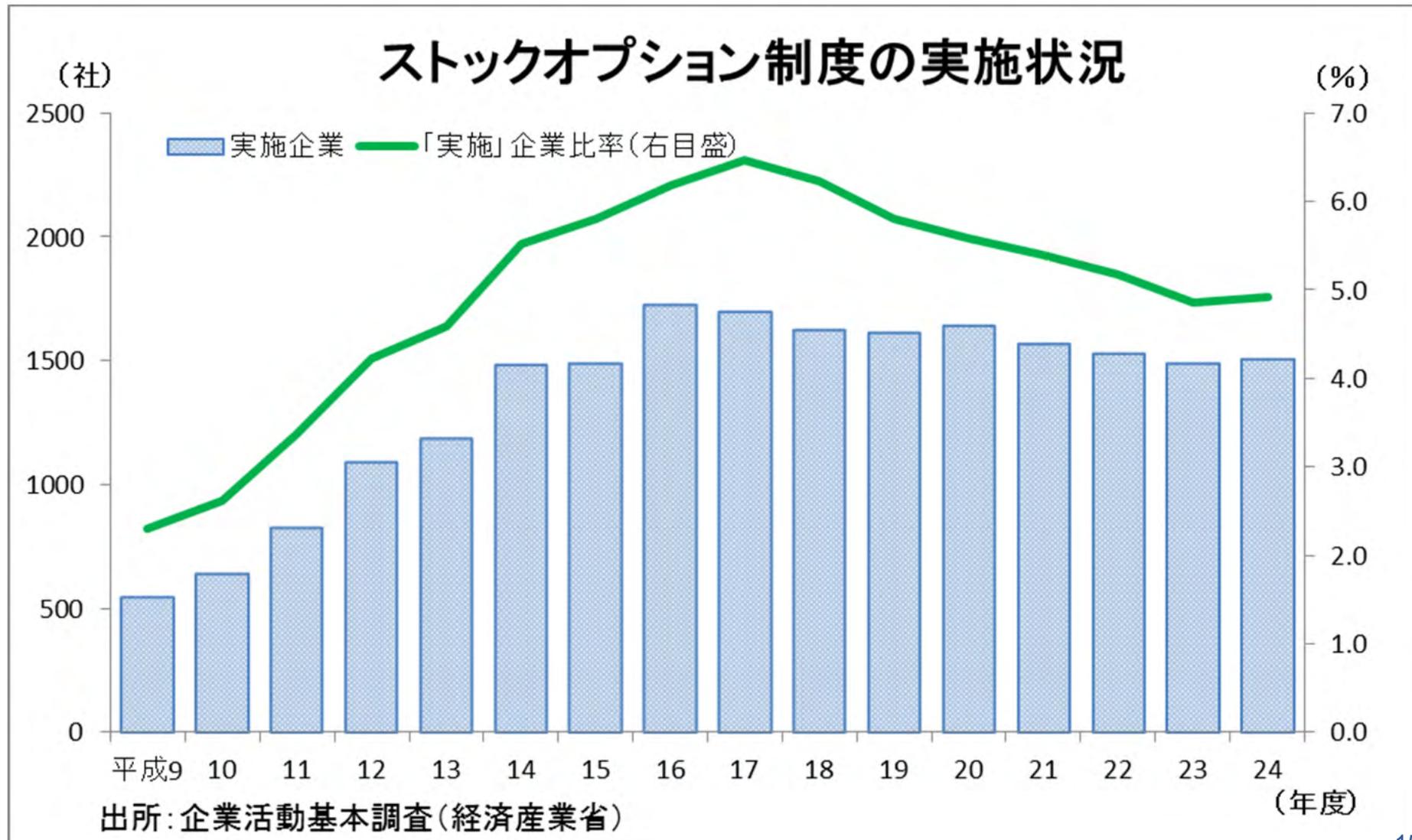
- ◆ このため、標準的なパターンで権利の付与・行使が行われていると想定し、残高データから雇用者報酬等を推計。

- ✓ 権利付与から権利確定まで2年、権利確定から権利行使まで3年という5年サイクルの中で、5つの同質の企業グループによる雇用者への権利付与が1年ずつ順繰りに同額行われる等を仮定

雇用者ストックオプション関連情報 日本のストックオプションの推移

雇用者ストックオプション

日本でのストックオプション実施企業は5%程度



雇用者ストックオプション関連情報

雇用者ストックオプション

法人企業統計調査における「新株予約権」の推移

「新株予約権」は増加傾向



まとめ(統計利用上の観点)

- ◆ これまで把握してこなかった雇用者ストックオプションの価値が新たに計上されることにより、**家計金融資産(個人金融資産)や雇用者報酬の国際比較可能性が高まる**
(参考) オーストラリア、カナダ、欧州各国は対応済
- ◆ 雇用者報酬水準への影響
雇用者ストックオプションの計上により**0.01% ~ 0.02%程度**押し上げ(2007 ~ 2012年の暫定試算値)
- ◆ 家計金融資産への影響
「その他の金融資産」(権利確定前)と「金融派生商品及び雇用者ストックオプション」(権利確定後)の合計で、直近では**数千億円程度の金融資産額の上乗せ**

企業年金の記録方法の変更

2008SNAにおける企業年金(確定給付型)の位置付け

- 金融ストック面の記録(2008SNAと現行JSNA)
- 実物フロー面、金融フロー面の記録(2008SNAと現行JSNA)
- 家計の所得支出勘定のイメージ(2008SNA)

日本の「退職給付会計基準」について

次回基準での企業年金、退職一時金関係の取扱い

- 年金受給権等における企業会計ベースから一国ベースへの膨らまし
- 次回基準での実物、金融フロー、金融ストック面の記録内容

まとめ(統計利用上の観点)

- 家計貯蓄率への含意

2008SNAにおける企業年金の位置付けの概要

- 雇用に関連した年金の受給権は法的強制力が期待される取決めであり、家計に対する債務となる(積立金の有無は関係ない)。
- 確定給付年金制度(以下、DB¹企業年金)に関して、発生ベースの記録を徹底するよう取扱を以下のように変更。

金融ストック面の記録

内容	2008SNA (発生ベース)	現行JSNAでの記録 (発生ベース)
DB企業年金に係る受給権 家計の資産、年金基金(金融機関)の負債	「年金受給権」として、家計が将来受給予定の給付額のうち発生済部分に係る割引現在価値を記録	「年金準備金」として、DB企業年金運用資産 + DB企業年金・退職一時金に係る積立不足分を記録 (ただし上場企業分が中心)
積立不足分(年金受給権と年金運用資産の差額) 年金基金の資産、雇主企業の負債	「年金基金の対年金責任者債権」として、年金受給権からDB企業年金運用資産を控除したものを記録	「未収金・未払金等」に上記DB企業年金・退職一時金に係る積立不足分を記録 (ただし上場企業分が中心)

1 DB: Defined Benefitの略。

2008SNAにおける企業年金の位置付けの概要

実物フロー面の記録

内容	2008SNA (発生ベース)	現行JSNAでの記録 (網掛け:非発生ベース)
雇主企業の負担分 家計の 「雇用者報酬」 家計から年金基金 への「社会負担」	ある期間の雇用者の労働に対する対価として発生した年金受給権の増分(現在勤務増分) ² (現在勤務増分(X)から、雇主企業による年金基金への実際の掛金支払「雇主の現実社会負担」(A)を控除したものが、「雇主の帰属社会負担」(Z)として計算)	雇主企業によるDB企業年金への 実際の掛金支払 (「雇主の現実社会負担」(A))
年金資産収益 年金基金から家計 への「財産所得」 家計からの年金基金 への「社会負担」	前期末の年金受給権から生じる 概念上の利子額(過去勤務増分) = 受給までの期間が短くなることによる割引率の巻戻し分 (「年金受給権に係る投資所得」(Y) = 「家計の追加社会負担」)	DB企業年金の運用資産からの 実際の利子・配当収益 (「保険契約者に帰属する財産所得」(D) = 「雇用者の社会負担」の一部)
年金給付 年金基金から家計 への「社会給付」	年金基金による実際の給付支払 (「その他の社会保険給付」(E))	DB企業年金による実際の給付支払 (「年金基金による社会給付」(E))

2 厳密には、現在勤務増分から雇用者本人による掛金支払(家計の現実社会負担)を除き、年金制度運用に係る費用(年金制度の手数料)を加算したもの。ここではこれらは捨象。

2008SNAにおける企業年金の位置付けの概要

実物フロー面の記録(続き)

内容	2008SNA (発生ベース)	現行JSNAでの記録 (網掛け:非発生ベース)
年金受給権(準備金) の変動分 ³ 家計の受取、 年金基金の支払	「年金受給権の変動調整」として、負担から給付を控除をした 〔現在勤務増分 + 過去勤務増分〕 - その他の社会保険給付 を記録	「年金基金年金準備金の変動」として、負担から給付を控除した 〔雇主 + 雇用者の社会負担〕 - 年金基金による社会給付 を記録

金融フロー面の記録

内容	2008SNA (発生ベース)	現行JSNAでの記録 (網掛け:非発生ベース)
年金受給権(準備金) のフロー 家計の資産、 年金基金の負債 の純増	「年金受給権」の金融フローとして、実物フローの「年金受給権の変動調整と同額を記録 実物フローと一致	「年金準備金」の金融フローとして、DB企業年金運用資産(簿価)の増減額を記録 実物フローと一致せず

- 3 実物フローに年金受給権(準備金)の変動分を家計の受取(年金基金の支払)に計上する意味
:負担と給付の差額は、可処分所得には含まれない一方で、家計にとって資産の純増であることとの整合性から、貯蓄に反映させるための調整(スライドも参照)
家計の貯蓄 = 可処分所得 + 年金受給権(準備金)の変動分 - 最終消費支出

実物フロー面(雇用者報酬)の記録のイメージ

現在勤務増分 > 雇主の実際の負担支払の場合

現在勤務増分 < 雇主の実際の負担支払の場合

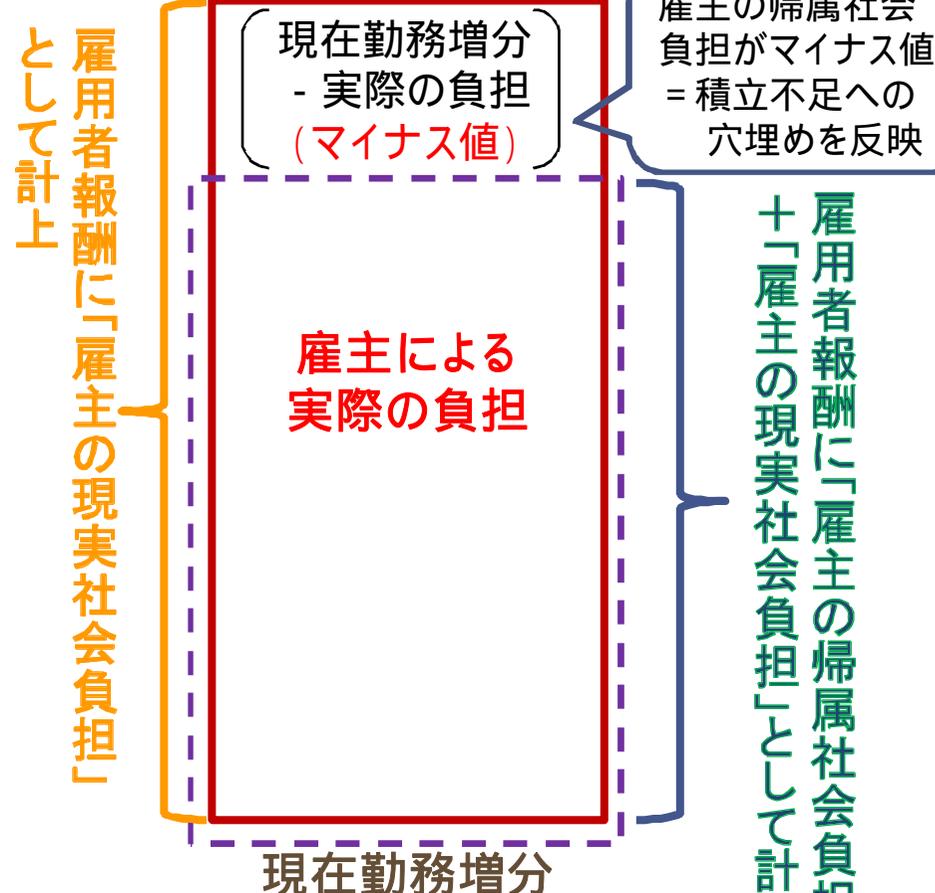
現行JSNA

2008SNA



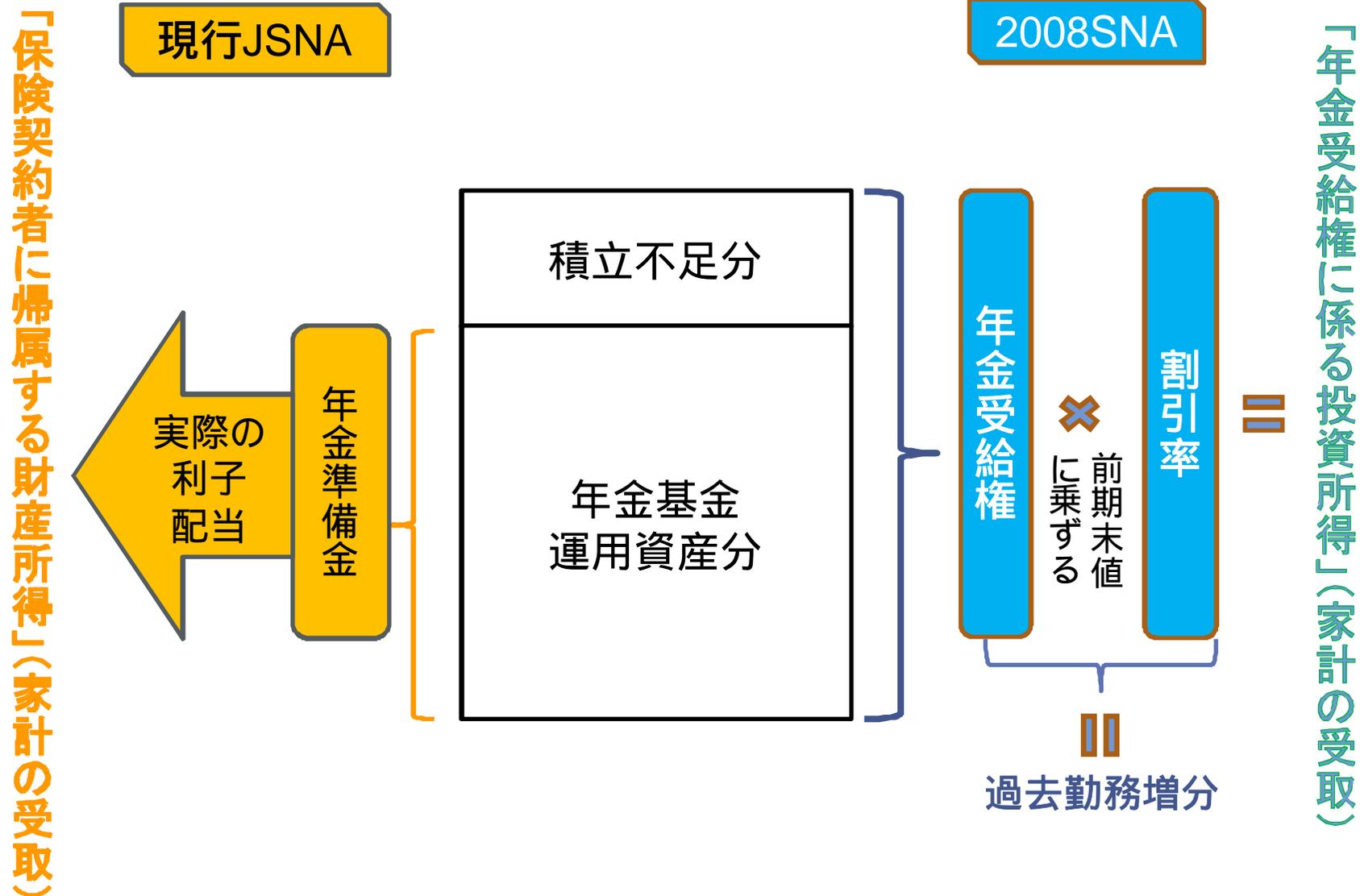
現行JSNA

2008SNA



(注)いずれも雇用者本人による掛金負担等がないケースを想定

実物フロー面(財産所得)の記録のイメージ



DB企業年金と家計の所得支出勘定(イメージ)

2008SNAでは所得支出勘定(実物フロー面)の関連項目の記録の構造は変わらない一方、各項目が発生ベース化

家計 支払	家計 受取
第1次所得の配分勘定	
	雇用者報酬 { A 雇主の現実社会負担 Z 雇主の帰属社会負担 財産所得 Y 年金受給権に係る投資所得
	項目追加、 現在勤務増分(X)等 から発生ベースで計 測。雇用者報酬の 合計はX (=A+Z)
所得の第2次分配勘定	
社会負担 A 雇主の現実社会負担 Z 雇主の帰属社会負担 Y 家計の追加社会負担	現物社会移転以外の社会給付 E その他の社会保険給付
	項目名変更、 過去勤務増分か ら発生ベースで 計測
所得の使用勘定	
最終消費支出 貯蓄 (= 可処分所得 + 年金受給権の変動調整 - 最終消費支出)	可処分所得 年金受給権の変動調整 $X + Y - E$ ($X = A + Z$)
	項目名変更、 各構成要素が 発生ベース化

金融フロー(家計の金融資産純増)に同額を計上

ここでは雇用者本人による掛金支払(家計の現実社会負担)、年金制度運用に係る費用(年金制度の手数料)は捨象。

日本の「退職給付会計基準」について

- ◆ 雇用関連のDB年金に係る2008SNAの取扱は、国際会計基準と整合的
- ◆ 日本では、2000年4月以降、国際会計基準と整合的な「退職給付に係る会計基準」が適用開始
 - ✓ 「退職給付債務」は年金受給権ストック、「勤務費用」は現在勤務増分、「利息費用」は過去勤務増分にそれぞれ相当
 - なお、現在は「退職給付に関する会計基準」(以下、まとめて「退職給付会計基準」と呼ぶ)に改訂され、2013年4月以降適用開始
- ◆ 退職給付会計基準の対象となる制度

厚生年金基金 適格退職年金(2012年3月に廃止) 確定給付企業年金 退職一時金	}	~ DB企業年金
---	---	----------

 - ✓ 企業の財務諸表情報から ~ と を分けて把握することは不可能

次回基準でのDB企業年金、退職一時金の扱い

1. 年金受給権のストックを上場企業中心から一国ベースに拡大(スライド)
 - 現行JSNAでも既に発生ベースの記録であるが、範囲が財務諸表情報の得られる上場企業等に限定。これを推計により一国ベースに拡大
2. 実物フロー(雇用者報酬、財産所得)を発生ベースの記録に転換(スライド)
 - 現行JSNAではDB企業年金について、雇主の社会負担は実際の掛金支払額を、年金に係る財産所得は実際の運用収益を記録しているが、これらを発生ベースの記録(ある期間の受給権の積み増し分)に変更
 - これに伴い、退職給付会計基準の対象である退職一時金も、DB企業年金と一体的に、発生ベースで雇用者報酬や財産所得のフローを記録
3. 年金受給権の金融フローに実物フローと同額を記録(スライド)
 - 現行JSNAの運用資産額(簿価)の増減というベースから、発生ベースに基づく年金受給権の純増概念(=負担-給付)に変更。実物の「年金受給権の変動調整」と一致するよう同額を記録。
4. 積立状況を一国ベースでかつ明示的に記録(スライド)
 - 現行JSNAでは、未収金・未払金等として、上場企業分を中心に積立不足分を計上しているが、これを年金受給権と同様に一国ベースに拡大した上で、「年金基金の対年金責任者債権」として明示的に記録。

上記の1、3、4は、日本銀行「資金循環統計」においても同様に対応される予定。

次回基準での扱い(2008SNAとの対応)

2008SNAの項目	次回基準JSNAで記録する内容
雇主の現実社会負担 A	雇主企業による実際のDB企業年金の掛金(A) + 雇主企業による実際の退職一時金の支払(B)
雇主の帰属社会負担 $Z=X-A$	企業会計上の「勤務費用」(DB企業年金 + 退職一時金分)(X) - 雇主の現実社会負担(A+B) $Z=X-(A+B)$ 「勤務費用」は上場企業中心であり、一国ベースに拡大
年金受給権に係る投資所得 = 家計の追加社会負担 Y	企業会計上の「利息費用」(DB企業年金 + 退職一時金分)(Y) 「利息費用」は上場企業中心であり、一国ベースに拡大
その他の社会保険給付 E	DB企業年金の実際の年金給付(E) + 退職一時金の実際の支払(B)
年金受給権の変動調整 $X+Y-E$	勤務費用 + 利息費用 - その他の社会保険給付($X+Y-(B+E)$) 「勤務費用」「利息費用」は一国ベースに拡大 年金受給権の金融フローとしても同額を記録
年金受給権のストック	企業会計上の「退職給付債務」 「退職給付債務」は上場企業中心であり、一国ベースに拡大
年金基金の対年金責任者 債権	年金受給権ストック - 年金運用資産額(時価)

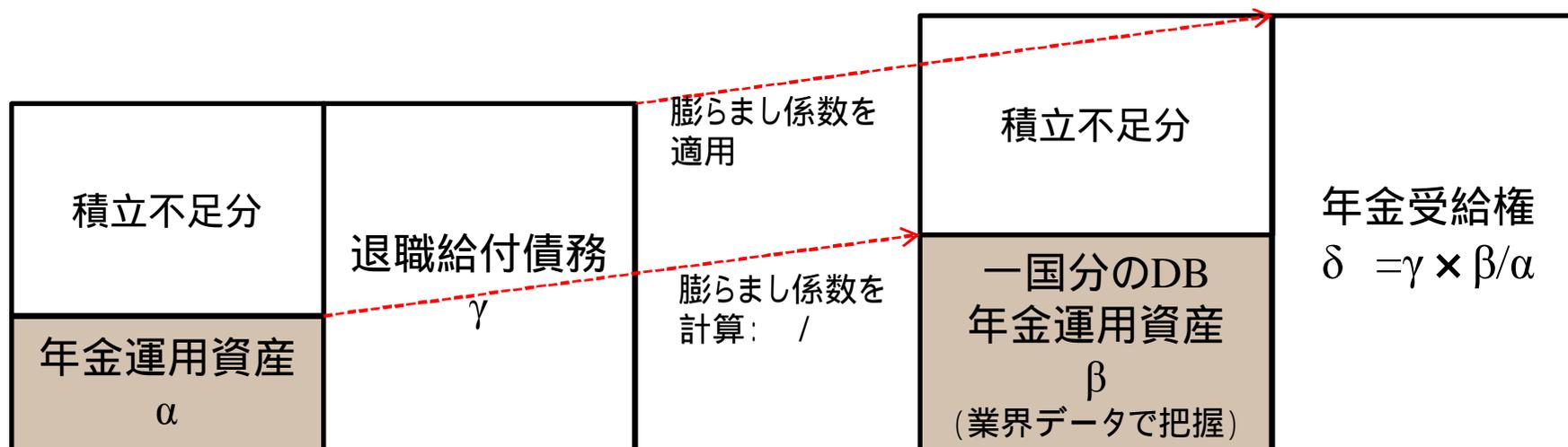
ここでは雇用者本人による掛金支払(家計の現実社会負担)、年金制度運用に係る費用(年金制度の手数料)は捨象。

年金受給権等の一国ベースへの膨らまし

- ◆ 2008SNAの「年金受給権」ストックは、企業会計の「退職給付債務」と概念が整合的な一方、データは有価証券報告書がある上場企業中心に限られる。
- ◆ **一国ベースに膨らませる**ため、年金運用資産残高を用いた以下の推計。
 - 上場企業中心のDB企業年金資産(企業会計データから把握)：
 - 一国のDB企業年金資産(年金資産受託機関の業界データから把握)：
 - 一国ベースへの膨らまし係数： /
 この膨らまし計数を、企業会計から得られる「退職給付債務」に乗じることにより、一国ベースの計数を推計。
 「勤務費用」、「利息費用」についても同様に一国ベースの値を導出

企業会計データ(上場企業中心)

一国ベース



次回基準での実物フローの記録(1)

家計の第1次所得の配分勘定

現行基準(項目)		計上する内容	次回基準(項目)	
雇用者報酬 (受取)	雇主の現実社会負担 A	DB企業年金基金への実際の掛金	雇主の現実社会負担 A+B	雇用者報酬 (受取)
	雇主の帰属社会負担 B	退職一時金の実際の支払		
		勤務費用(一国ベース) - 雇主の現実社会負担	雇主の帰属社会負担 $Z=X-(A+B)$	
財産所得 (受取)	保険契約者に帰属する財産所得 D	DB企業年金運用資産からの実際の の利息・配当収益	年金受給権に係る 投資所得 Y	財産所得 (受取)
		利息費用(一国ベース)		
			合計 = X	

ここでは年金制度運用に係る費用(年金制度の手数料)は捨象。

次回基準での実物フローの記録(2)

家計の所得の第2次分配勘定

現行基準(項目)		計上する内容		次回基準(項目)	
経常移転 (支払)			第1次配分勘定と同額	雇主の帰属社会負担 $Z=X-(A+B)$	経常移転 (支払)
	雇主の現実社会負担 雇主の帰属社会負担 $A+B$	第1次配分勘定と同額 (雇主のDB企業年金に係る実際の掛金 + 退職一時金の実際の支払)		雇主の現実社会負担 $A+B$	
	雇用者の現実社会負担 $C+D$	DB企業年金への掛金 (雇用者の負担)		家計の現実社会負担 C	
		保険契約者に 帰属する財産所得と同額	年金受給権に係る 投資所得と同額	家計の追加年金負担 Y	
経常移転 (受取)	年金基金による社会 給付 E	DB企業年金による給付支払		その他の社会保険給付 $E+B$	経常移転 (受取)
	無基金雇用者社会 給付 B	退職一時金の実際の支払			

次回基準での実物フローの記録(3)

家計の所得の使用勘定

現行基準(項目)		計上する内容		次回基準(項目)	
支払	最終消費支出 F	各種の消費支出		最終消費支出 F	支払
受取	年金基金年金準備金の変動 A+C+D-E	DB企業年金に係る負担 - 給付		年金受給権の変動調整 X+Y+C-(B+E)	受取
		(実際の支払ベース)	(発生ベース)		
受取	現行基準では退職一時金の負担 - 給付は「年金基金年金準備金の変動」には記録せず	退職一時金に係る負担 - 給付			
		(発生ベース)			

次回基準での金融フローの記録

家計の金融勘定(資本調達勘定の金融取引)

現行基準(項目)		計上する内容		次回基準(項目)	
資産の純増	年金準備金 W	年金運用資産額 (簿価)の増減	実物の「年金受給権 の変動調整」と同額	年金受給権 X+Y+C-(B+E)	資産の純増
実物と一致せず			実物と一致		

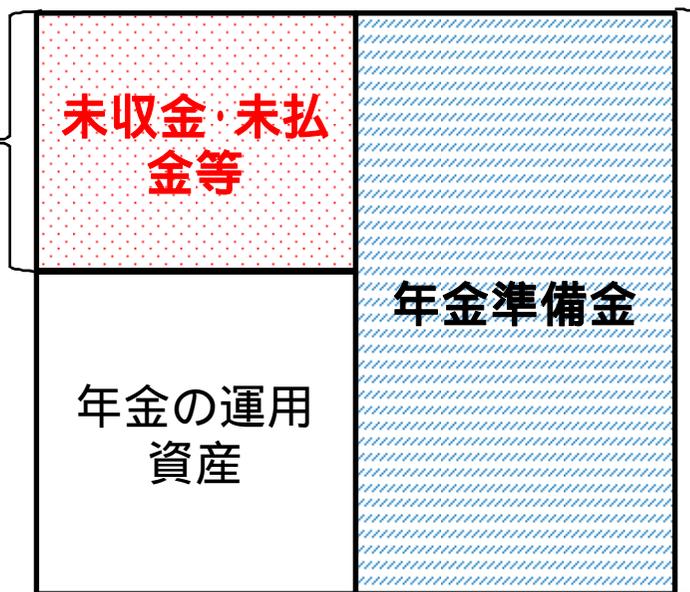
次回基準でのストックの記録

年金基金の期末貸借対照表勘定

現行基準
(上場企業中心ベース)

次回基準
(一国ベースに膨らまし)

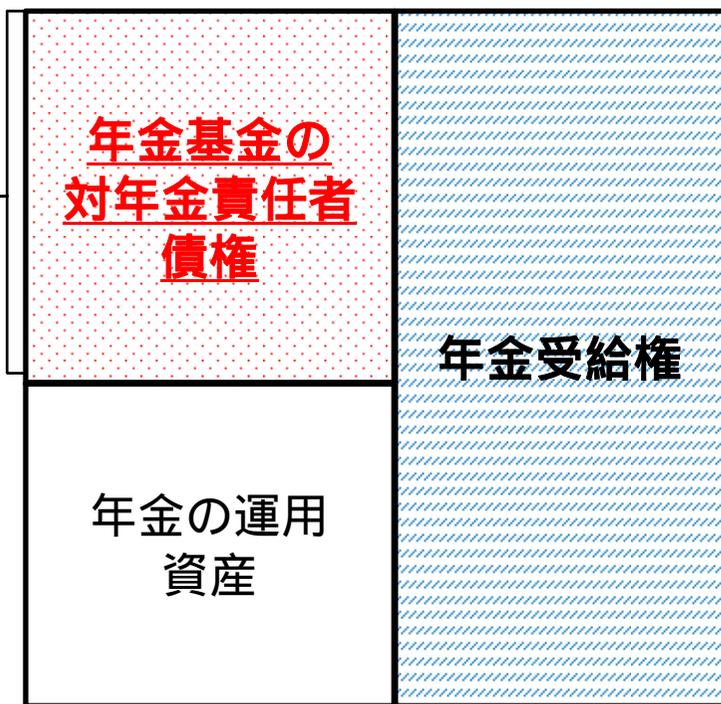
雇主法人企業の負債



資産

負債

雇主法人企業の負債



資産

負債

家計の資産

まとめ(統計利用上の観点)

(2008SNA勧告の導入)

- ◆ DB企業年金等の年金受給権に関するフローを、発生ベースで把握できる(我が国では発生ベースの下では、高齢化を反映して、**近年の家計貯蓄率が現行より下方にシフトする見込み**)。
- ◆ 新たに積立状況が「**年金基金の対年金責任者債権**」として明示的に把握。

「年金基金の対年金責任者債権」は直近で約40兆円程度

(推計方法の変更・精緻化)

- ◆ 一国ベースの年金受給権が把握可能に。

DB企業年金等の年金受給権残高は、直近で現行 + 10兆円程度の110兆円程度に

- ◆ 現行、年金準備金のフローについて実物・金融間で不整合があるが、**年金受給権のフローとして実物・金融が一致**。

(参考) 米国や英国等の欧州諸国でも2008SNAの本勧告に対応

まとめ(家計貯蓄率への影響)

◆ 家計貯蓄の定義より

項目	現行基準	次回基準
可処分所得	(プラス要素) $A + B$ (雇用者報酬の一部) D (財産所得の一部) $B + E$ (社会給付) (マイナス要素) $A + B + C + D$ (社会負担) $B + E - C$	(プラス要素) X (雇用者報酬の一部) Y (財産所得の一部) $B + E$ (社会給付) (マイナス要素) $X + Y + C$ (社会負担) $B + E - C$
+ 年金受給権(準備金)の変動分	$A + D + C - E$	$X + Y + C - (B + E)$
- 最終消費支出	F	F
= 貯蓄	$(A + B) + D - F$	$X + Y - F$

注 凡例については前掲スライド ~ と同じ。
 年金制度の手数料やその他の取引項目はここでは捨象。

雇主のDB年金に係る実際の掛金負担 + 退職一時金の実際の支払 ($A+B$) 及び年金資産運用収益 (D) と、勤務費用 (X) 及び利息費用 (Y) (いずれも一国ベース) との大小関係による

まとめ(家計貯蓄率への影響)

◆ 経済的意味からの説明

- Dが年金運用資産からの実際の収益であるのに対し、Yは積立不足分を含む年金受給権からの概念上の収益であり、基本的に $Y > D$
- 近年は退職世代が現役世代よりも多いため、一年間に雇主が支払うDB企業年金の実際の掛金に退職一時金を加えた合計(A + B)が、現役世代が当年に働いたことに対して得る年金受給権(勤務費用X)より大きい

